

発議第 7 号

吉田俊平議員の謝罪文朗読拒否に対する非難決議について

別紙「吉田俊平議員の謝罪文朗読拒否に対する非難決議」を朝来市議会
会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 9 日

提出者

足立 義美

賛成者

森下 恒夫

横尾 正信

提案理由要旨

吉田俊平議員が朝来市議会の倫理条例に基づき求められた謝罪文朗読は、
被害者救済と市民の信頼回復を目的とした公的要求であり、これを拒否し
た行為は、倫理条例の精神を踏みにじる重大な問題であることから、非難
の決議を行おうとするものです。

決議案第 2 号

吉田俊平議員の謝罪文朗読拒否に対する非難決議

朝来市議会は、議員倫理条例に基づき、吉田俊平議員に対して審査会の報告を踏まえ、令和 6 年 11 月 28 日の第 21 回定例会初日において、議長からの厳重注意と謝罪文の朗読を求める決議を行いました。この決議は、被害を受けた市民の救済を含めて議会に対する市民の信頼を回復し、議会の秩序を維持するために不可欠な措置として慎重に議論され、賛成多数及び全会一致で採択されたものです。

しかしながら、吉田俊平議員は、この議会の正式な意思決定に従わず、謝罪文の朗読を拒否するという極めて不誠実な行動を取りました。この行動は、実質的に議長からの厳重注意をも拒むもので、議会や市民への不誠実な姿勢として以下の点で重大な問題を含んでいます。

1. 議会の意思決定を無視し、その権威を著しく損なう行為

議会は、市民の代表として公正な議論と決定を行う場です。その意思決定を拒否する行動は、議会全体の権威を軽視し、市民に対する説明責任を果たさない態度を示しています。

2. 市民の信頼を裏切る行為

議員に求められる高い倫理意識と責任感を欠き、市民の期待を大きく裏切る行動です。謝罪文朗読を拒否することは、市民からの信頼をさらに損ねる結果を招きます。

3. 被害者救済を放棄する行為

吉田議員の行動により名誉を傷つけられた被害者への謝罪は、議員としての責任を果たす上で重要な義務です。謝罪文朗読を拒否することは、被害者の名誉回復の機会を奪い、その苦痛を増幅させる行為です。

4. 議員倫理条例の精神に反する行為

議員倫理条例は、市民の信頼に応えることを目的としており、その遵守は議員の基本的責務です。謝罪文朗読の拒否は、この条例の精神に反し、市民の信頼を損なう問題ある行動です。

よって、朝来市議会は以下の内容を決議します。

1. 吉田俊平議員による謝罪文朗読の拒否は、市民の信頼を損ねるだけでなく、議会の秩序を著しく乱す行為であり、断じて容認できないものとして強く非難します。
2. 吉田俊平議員に対し、速やかに議会決議に従い、謝罪文を朗読するよう改めて求めます。

3. 朝来市議会として、引き続き市民の信頼回復と議会の秩序維持に努めてまいります。

以上、決議します。

令和6年12月9日

朝来市議会